

各 位

亀山市 子ども総合支援課 母子保健グループ

令和8年度 多胎妊婦健康診査費用の助成について

亀山市では、多胎児を妊娠している妊婦さんに対し、14回の妊婦健康診査を超えて受診した妊婦健康診査の費用助成を行います。

記

- < 対象者 > 亀山市に住所を有し、多胎児を妊娠している妊婦
※令和8年4月1日以降の妊婦健康診査が対象となります
- < 対象となる検査 > 『母子保健のしおり』にある14回の妊婦健康診査を超えて行った妊婦健康診査
(保険適用となったものは対象外)
- < 助成上限金額 > 1回につき5,000円
- < 申請受付期限 > 妊婦健康診査を受診した日の属する年度の末日
支払日が令和9年3月31日以前の場合：令和9年3月31日(水)
支払日が令和9年4月1日以降の場合：令和10年3月31日(金)
※期間を過ぎますとお支払いできませんのでご注意ください
- < 助成方法 >
- (1) 検査費用は医療機関に全額支払ってください。
- (2) 下記の①②③を母子保健グループへ提出してください。
申請時には、**通帳・印鑑(請求者と窓口来所者が異なる場合のみ)**をご持参ください。
- ①助成金交付請求書(様式第1号)(申請者記入)
※請求者は妊婦とし、助成金振込口座の名義人も妊婦のものにしてください。
- ②医療機関が発行する妊婦健康診査に係る支払額が確認できる書類(写し不可)
- ③母子健康手帳
- (3) 後日、助成金を指定された口座に振り込みます。
※ゆうちょ銀行へ振込みをご希望の場合
通帳2ページ目の銀行使用欄に【店名】【店番】【預金種目】【口座番号】の表示があるもののみ振込みが可能です。

【問合せ窓口】

亀山市 子ども総合支援課 母子保健グループ

住所：〒519-0164

三重県亀山市羽若町545番地

亀山市総合保健福祉センター あいあい

電話：0595(98)5003 ※平日8:30~17:15